



平成 25 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 ハウス食品株式会社
代表者名 代表取締役社長 浦上 博史
(コード番号 2810 東証・大証第一部)
問合せ先 広報・IR室長 大澤 善行
(TEL : 03-5211-6039)

持株会社体制移行に伴う会社分割ならびに定款変更 (商号・事業目的の変更等) に関するお知らせ

当社は、平成25年2月22日に公表いたしましたとおり、平成25年10月1日をもって持株会社体制に移行するための検討を行っておりますが、本日開催の取締役会において、当社が営む「香辛・調味加工食品事業」を、平成25年4月22日に設立した当社100%出資の分割準備会社「ハウス食品分割準備株式会社(平成25年10月1日付で「ハウス食品株式会社」に商号変更予定)」に、また「健康食品事業」を、既存の100%子会社「ハウスウェルネスフーズ株式会社」に、それぞれ承継させることを決議し、両承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします(以下、この会社分割を「本件吸収分割」といいます)。本件吸収分割の効力発生日は、平成25年10月1日を予定しております。

本件吸収分割ならびに定款変更(商号・事業目的の変更等)の効力発生については、平成25年6月26日開催予定の第67期定時株主総会において関連議案が承認可決されることが前提条件となります。

本件吸収分割後の当社は、平成25年10月1日付で持株会社となり、「ハウス食品グループ本社株式会社」に商号変更するとともに、事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更する予定です。

なお、本件吸収分割は当社の100%子会社への吸収分割であるため、開示事項・内容の一部を省略して開示しております。

記

I. 持株会社体制移行のための会社分割

1. 本件吸収分割の背景・目的

当社グループは、お客さまから価値を認めていただける製品やサービスを提供し続けることにより、お客さまの食生活と健康に貢献し、“食を通じて、家庭の幸せに役立つ”ことを経営の基本方針としております。また、平成24年4月よりスタートした第四次中期計画では、

資本の有効活用による足腰の強い利益成長の実現を図るとともに、海外展開をより一層加速させるべく、取組を進めております。

当社グループが、今後さらなる成長を実現していくためには、各事業がそれぞれの価値創造力を高め、グループ全体の企業価値を最大化する経営体制を構築する必要があると考え、持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

2. 本件吸収分割の要旨

(1) 本件吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会（当社および承継会社）	平成25年 5月8日
吸収分割契約締結	平成25年 5月8日
吸収分割承認定時株主総会（当社）	平成25年6月26日
吸収分割承認定時株主総会（ハウスウェルネスフーズ株式会社）	平成25年6月27日
吸収分割効力発生日	平成25年10月1日

(注) 当社は、本件吸収分割のうち、香辛・調味加工食品事業のみ株主総会の決議を経て行い、健康食品事業については会社法第784条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を必要といたしません。また、ハウス食品分割準備株式会社は、会社法第796条第1項の規定に基づき、株主総会の承認を必要といたしません。

(2) 本件吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社であるハウス食品分割準備株式会社およびハウスウェルネスフーズ株式会社を承継会社とする分社型の吸収分割です。

(3) 本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し、ハウスウェルネスフーズ株式会社は普通株式1,000株を発行し、これをすべて分割会社である当社に対して割当て交付いたします。なお、ハウス食品分割準備株式会社は、株式の割当、その他の対価の交付を行いません。

(4) 分割会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権および新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 本件吸収分割により減少する資本金

当社の資本金に変更はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

本件吸収分割により、それぞれの承継会社は、効力発生日において当社に属する香辛・調味加工食品事業および健康食品事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（本件吸収分割契約に別段の定めがあるものを除きます。）を承継します。なお、それぞれの承継会社が承継する債務につきましては、免責的債務引受の

方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

当社およびそれぞれの承継会社ともに、本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、本件吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから、本件吸収分割後における当社およびそれぞれの承継会社の債務の履行の見込みの問題はないものと判断いたします。

3. 本件吸収分割の当事会社の概要

	分割会社 (平成25年3月31日現在)	承継会社 (平成25年4月22日現在)	承継会社 (平成25年3月31日現在)
(1) 商号	ハウス食品株式会社※1	ハウス食品分割準備株式会社※2	ハウスウェルネスフーズ株式会社
(2) 所在地	大阪府東大阪市御厨栄町一丁目5番7号	大阪府東大阪市御厨栄町一丁目5番7号	兵庫県伊丹市鑄物師三丁目20番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 浦上 博史	代表取締役社長 工東 正彦	代表取締役社長 菊池 敏朗
(4) 事業内容	食品の製造・販売など	本件吸収分割前は 事業を開始しておりません	健康食品、飲料の製造・販売など
(5) 資本金	9,948百万円	2,000百万円	100百万円
(6) 設立年月日	昭和22年6月7日	平成25年4月22日	平成18年4月3日
(7) 発行済株式数	105,761,763株	40,000株	2,000株
(8) 決算期	3月31日	3月31日	3月31日
(9) 大株主および持株比率	ハウス興産㈱ 11.9% ㈱HKL 6.1% ㈱三井住友銀行 3.5% 日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口) 2.7% 公益財団法人浦上食品・食文化振興財団 2.7%	ハウス食品㈱ 100%	ハウス食品㈱ 100%
(10) 直前事業年度の財政状態および経営成績			
	平成25年3月期(連結)	平成25年3月期(単体)※3	平成25年3月期(単体)
純資産	199,328百万円	2,000百万円	7,311百万円
総資産	250,780百万円	2,000百万円	14,893百万円
1株当たり純資産	1,879.1円	50,000円	3,655,647.8円
売上高	209,784百万円	—	29,822百万円
営業利益	11,441百万円	—	616百万円
経常利益	13,445百万円	—	654百万円
当期純利益	8,254百万円	—	275百万円
1株当たり 当期純利益	77.8円	—	137,538.0円

- ※1 平成25年10月1日付で「ハウス食品グループ本社株式会社」に商号変更予定。
 ※2 平成25年10月1日付で「ハウス食品株式会社」に商号変更予定。
 ※3 承継会社である「ハウス食品分割準備株式会社」は、平成25年4月22日に設立されており、直前事業年度が存在しないため、(10)直前事業年度の財政状態および経営成績については、その設立日における純資産、総資産および1株当たり純資産のみを記載しております。

4. 分割する部門の事業概要

(1) 分割する部門の事業内容

香辛・調味加工食品事業および健康食品事業

(2) 分割する部門の経営成績（平成25年3月期）

<香辛・調味加工食品事業>

	分割対象事業実績 (a)	当社単体の実績 (b)	比率(a/b)
売上高	126,332百万円	144,748百万円	87.3%

<健康食品事業>

	分割対象事業実績 (a)	当社単体の実績 (b)	比率(a/b)
売上高	18,417百万円	144,748百万円	12.7%

(3) 分割する資産、負債の項目および金額（平成25年3月31日現在）

<香辛・調味加工食品事業>

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
流動資産	53,350百万円	流動負債	23,063百万円
固定資産	21,184百万円	固定負債	364百万円
合計	74,533百万円	合計	23,427百万円

<健康食品事業>

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
流動資産	82百万円	流動負債	-百万円
固定資産	34百万円	固定負債	-百万円
合計	117百万円	合計	-百万円

(注) 上記金額は平成25年3月31日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります。

5. 本件吸収分割後の分割会社の状況（平成25年10月1日現在（予定））

	分割会社
(1) 商号	ハウス食品グループ本社株式会社 ※平成25年10月1日付で、現在の「ハウス食品株式会社」から「ハウス食品グループ本社株式会社」に商号変更予定
(2) 所在地	大阪府東大阪市御厨栄町一丁目5番7号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 浦上博史
(4) 事業内容	グループ会社の経営管理など
(5) 資本金	9,948百万円
(6) 決算期	3月31日

6. 本件吸収分割後の承継会社の状況（平成25年10月1日現在（予定））

	承継会社
(1) 商号	ハウス食品株式会社 ※平成25年10月1日付で、現在の「ハウス食品分割準備株式会社」から「ハウス食品株式会社」に商号変更予定
(2) 所在地	大阪府東大阪市御厨栄町一丁目5番7号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 工東正彦
(4) 事業内容	香辛・調味加工食品の製造・販売など
(5) 資本金	2,000百万円
(6) 決算期	3月31日

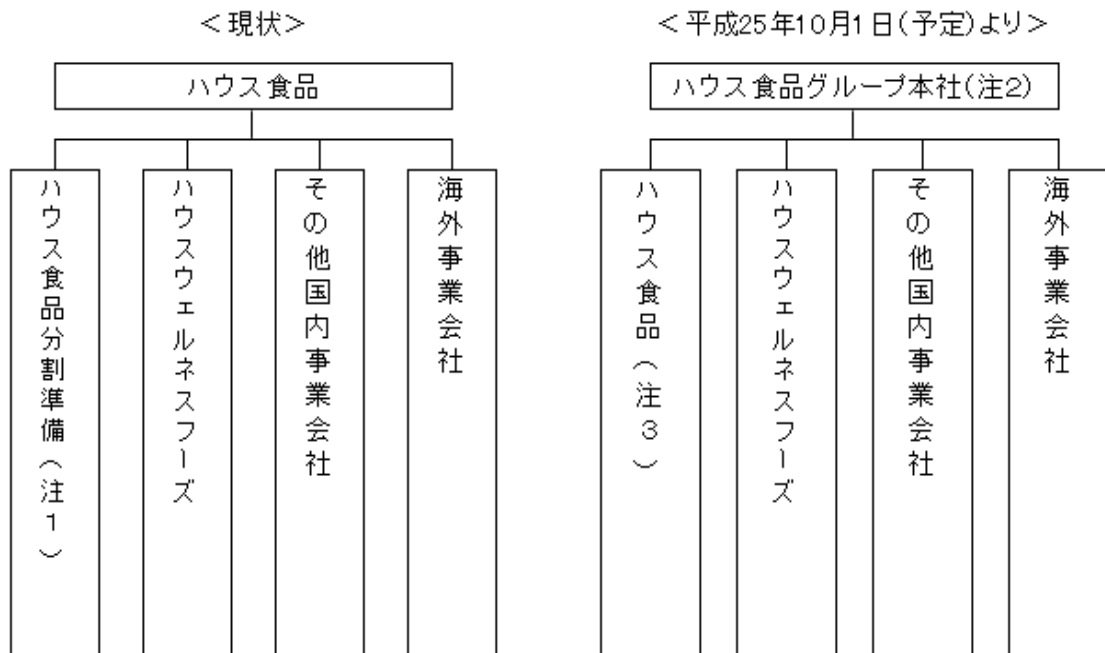
	承継会社
(1) 商号	ハウスウェルネスフーズ株式会社
(2) 所在地	兵庫県伊丹市鑄物師三丁目20番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 菊池敏朗
(4) 事業内容	健康食品、飲料の製造・販売など
(5) 資本金	150百万円
(6) 決算期	3月31日

7. 今後の見通し

本件吸収分割が当社の連結業績に与える影響は軽微です。

なお、本件吸収分割により、当社の収入は当社グループ各社からの配当収入などが中心となり、また、当社の費用は持株会社としての機能にかかわるものが中心となる予定であります。

8. 持株会社体制移行後のグループ体制（イメージ）



（注1）当社100%出資の分割準備会社として、平成25年4月22日に設立。

（注2）平成25年10月1日付で、「ハウス食品株式会社」から「ハウス食品グループ本社株式会社」に商号変更予定。

（注3）平成25年10月1日付で、「ハウス食品分割準備株式会社」から「ハウス食品株式会社」に商号変更予定。

II. 定款の変更

1. 定款変更の目的

持株会社体制への移行に伴い、当社の商号を「ハウス食品グループ本社株式会社」に変更し、事業目的を持株会社としての経営管理などに変更するとともに、経営体制の見直しを図るため、役付取締役として専務取締役および常務取締役を選定することができる旨を追加するものであります。なお、本定款変更は、本件吸収分割の効力発生を条件として、本件吸収分割の効力発生日（平成25年10月1日予定）に効力が生じるものとします。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (商号) 当社はハウス食品株式会社と称し、英文ではHouse Foods Corporationと表示する。</p> <p>第2条 (目的) 当社は<u>次の事業を営む</u>ことを目的とする。</p> <p>(1) 食品の製造加工並びに販売 (2) 香辛料、調味料、菓子、乳製品、飲料、食用油脂、食品添加物、医薬部外品の製造加工並びに販売 (3) 飼料、肥料の製造並びに販売 (4) 前各号に関する原材料の売買 (5) 食品及び食品素材の試験分析並びに調査研究に関する業務 (6) 飲食営業 (7) 食器、台所調理器具、室内装飾品、園芸植物、衣料品及び日用品雑貨の販売 (8) 料理及び暮らしに関する書籍の出版並びに販売 (9) 損害保険代理業 (10) 生命保険の募集に関する業務 (11) 不動産の賃貸借、売買並びに管理 (12) 貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業並びに倉庫業 <u>(13) 前各号に付帯又は関連する事業</u> <u>(14) 前各号の営業を行うものに対する投資</u></p>	<p>第1条 (商号) 当社はハウス食品グループ本社株式会社と称し、英文ではHouse Foods Group Inc.と表示する。</p> <p>第2条 (目的) 当社は<u>次の各号に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</u></p> <p style="text-align: center;">} <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">} <削除></p> <p>(13) <現行どおり></p>

<p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第3条～第25条 <条文省略></p> <p>第26条（代表取締役等） 取締役会は取締役中より、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名を選定することができる。</p> <p>2. <条文省略></p> <p>第27条～第45条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p><u>2. 当社は、前項各号及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。</u></p> <p>第3条～第25条 <現行どおり></p> <p>第26条（代表取締役等） 取締役会は取締役中より、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、<u>専務取締役及び常務取締役若干名</u>を選定することができる。</p> <p>2. <現行どおり></p> <p>第27条～第45条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第1条（商号）、第2条（目的）及び第26条（代表取締役等）の規定の変更は、平成25年10月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は効力発生日の経過をもってこれを削除する。</u></p>
--	--

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会	平成25年6月26日（予定）
定款変更の効力発生日	平成25年10月1日（予定）

以 上